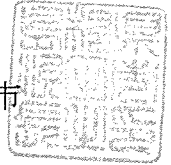


子 第 139 号
令和 2 年 4 月 30 日

市内保育施設 施設長 様

浜田市長 久保田 章 市
(子育て支援課)



保育施設における新型コロナウイルス感染症への対応方針について
(4/30 時点)

平素より、本市の福祉行政にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、市内の小中学校において
は、令和 2 年 5 月 10 日（日）までの期間、一斉臨時休業期間を延長することが決
定しました。

つきましては、市内の保育施設への登園自粛要請期間を下記のとおり延長するこ
ととしましたのでお知らせします。

なお、今後国からの指示等により方針が変わる場合がありますので、その際は改
めて周知いたします。

記

1 令和 2 年 4 月 30 日（木）時点の市内保育施設の対応方針について

(1) 令和 2 年 4 月 17 日付け通知からの変更点

① 小中学校の一斉臨時休業期間延長に伴う登園自粛要請期間の延長

【延長前】令和 2 年 4 月 21 日（火）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで

【延長後】令和 2 年 4 月 21 日（火）から令和 2 年 5 月 10 日（日）まで

(2) 対応方針詳細

裏面の表をご確認ください。

対応方針については前回から変更はありません。

【市内保育施設の対応方針について 4/30 時点】

	区分	対応方針	備考
1	・市内小中学校が一斉臨時休業となった場合	利用児童の保護者に対し児童の登園の自粛を要請する	
2	・県西部又は市内で発生した場合		
3	・職員の同居者が濃厚接触者の場合 ・利用児童の同居者が濃厚接触者の場合	当該職員の勤務又は児童の登園を禁止する	
4	・職員が発症した場合又は濃厚接触者の場合 ・利用児童が発症した場合又は濃厚接触者の場合	該当施設を閉鎖（2週間程度）する	

※登園自粛要請期間、登園禁止期間及び閉鎖期間は登園しない理由を問わず、保育料を日割り計算とします。

保育料はこれまでどおり一旦全額納付していただいた後、お返しする処理を行います（時期未定）。後日、児童の出席簿等を提出していただく予定ですので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【参考】

- 1 小学校臨時休業期間の「子どもの居場所」について

小学校の臨時休業期間中は自宅で過ごすのが原則ですが、放課後児童クラブも閉鎖となっていることから、下記により「子どもの居場所」を開設しています。

 - (1) 期間 ※一斉臨時休業期間の延長により開設期間が延長となります。
令和2年4月21日（火）～5月10日（日）の平日 ※土日祝はありません。
 - (2) 時間
午前8時から午後6時まで
 - (3) 場所
現在通学中の浜田市立小学校の教室等
 - (4) 対象者
 - ア 小学校1年生から3年生及び特別支援学級の児童で、家族等による見守りがなく、家庭等で過ごすことが困難な児童
 - イ 4年生以上で特別の事情（児童本人の事情や、保護者が仕事を休むことが難しい場合など）がある児童
 - ウ 小学生で保護者が医療従事者・保育士・介護福祉士等の職にあり、やむを得ず家庭等で過ごすことができない状況にある児童

<問い合わせ先>浜田市子育て支援課保育所幼稚園係 電話 0855-25-9330